

**JIPDEC認定個人情報保護団体
対象事業者を対象とした
有識者検討会による支援について**

2022年4月改定

(一財) 日本情報経済社会推進協会 (JIPDEC)

認定個人情報保護団体事務局

(法人番号 : 1 0104 0500 9403)

- 個人情報保護法の改正により、2017年5月30日から匿名加工情報が新たな定義として追加されました。また、令和2年改正により2022年4月1日より、仮名加工情報という定義も新たに加わり、データの利活用を促進するための環境が整備されつつあります。
- 同法では、データ利用による経済活性化に向け、「匿名加工情報」の取り扱いに加え、「仮名加工情報」の取扱いが新設された一方、産業界では、再識別リスクなどの評価を定量的に行うことが困難なこと、加工基準の適正性が不明瞭なこと、消費者への説明不足などに起因する炎上リスクの可能性を払拭できないこと等から、匿名加工情報の利用が進んでいない現状があります。
- そこで、当協会の認定個人情報保護団体事務局では、当協会の認定個人情報保護団体対象事業者の皆様に対し、自主的な取組を推進すべく個別のご相談を受け付けるほか、データの利活用が促進されることを目的として、有識者検討会を設置・運営することによる支援を実施しています。

【有識者検討会実施例】 匿名加工情報の取り扱い相談

■ 対象

- JIPDEC認定個人情報保護団体の対象事業者

■ 方法

- 有識者による検討会を設置し、3～4回程度の検討会を開催します。
- 助言する加工方法や契約時の配慮事項等をレポートにまとめ、ご相談があった対象事業者へお渡しします。

■ ご用意いただくもの

- 匿名加工情報の利用目的（第三者提供する場合には、提供先の目的）について、概要が分かる資料
- 匿名加工する対象データのサンプル
 - 実データである必要はありませんが、加工及び運用における課題が検証できるものを提出いただきます。
- その他検討している内容が分かるもの

■ 費用について

- 実費のみ（検討会開催費用（会場費、謝金等）、報告書作成費用 など）

■ 事前打合せ

- 検討会で確認・助言を得たい論点を整理します（全体及び各回毎）。
- 実施回数と開催時期を調整します。
- 検討会に参加する委員の構成についてご要望をうかがいます。
 <ご協力いただいている委員の方々より一部抜粋>（敬称略）

委員名	ご所属
森 亮二	弁護士法人英知法律事務所 弁護士
石井 夏生利	中央大学 国際情報学部 教授
菊地 浩明	明治大学総合数理学部先端メディアサイエンス学科 教授
高橋 克巳	NTT社会情報研究所 チーフ・セキュリティ・サイエンティスト
消費者団体	(公社)日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・ 相談員協会 (NACS)

- 各回の開催前に、対象事業者様が作成された検討会説明資料（論点）を事務局と協議の上、アップデートします。

■ 検討会の実施

- 3～4回の有識者による検討会を開催（検討期間3～4ヶ月を予定。）
 - ご相談者となる事業者の方にも出席いただきます。

回数	議事
1	利用目的の確認、加工方法、契約時の配慮事項の検討
2	加工方法の確認、再識別リスク等の確認
3	契約時の配慮事項の確認、その他考慮事項の確認

- 検討会終了後、3週間程度で報告書等の成果物を納品します。



- ご相談については、下記までご連絡ください。

ご連絡先：

JIPDEC 認定個人情報保護団体事務局 業務推進室

- メールアドレス nintei@tower.jipdec.or.jp